

令和 6 年度 運営指導における主な指導事例
(通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護に関する事項)

1 人員基準

(1) 従業員の員数について

【事例】

看護職員や生活相談員を適切に配置していない。

ア 基本的には月ごとの常勤換算ではなく、サービス提供時間毎に配置職員を定めていますので、認識誤りにご注意ください。

※ 加算等を算定している場合は、常勤換算での管理が必要となる場合があります。

✓ 看護職員：日（単位）毎に配置していますか

✓ 生活相談員：勤務時間数は、サービス提供時間以上となっていますか

※ 看護職員は、通所介護及び利用定員 11 人以上の地域密着型通所介護において配置が必須となります。

2 運営基準

(1) 通所介護計画等の作成について

【事例】

曜日によってサービス提供時間が異なる利用者に対し、それぞれのサービス提供時間に応じたプログラムを記載した通所介護計画等を作成していない。

ア 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画等を作成する必要があります。

【事例】

サービスの実施状況及び目標の達成状況について、評価を行っていない。

ア サービスの実施状況及び目標の達成状況について評価を行い、サービス内容の変更等の必要性を把握してください。

なお、モニタリングに含めて目標の達成状況の把握を行う場合は、モニタリングの記録内容を確認し、上記内容が含まれているかご確認ください。

※ サービスの実施状況等や満足度の把握のみでは、上記を満たす内容となりません。

(2) 定員の遵守について

【事例】

「振替利用」により，1日の利用定員を超過している日がある。

ア 「振替利用」の場合は，利用定員に満たない日を案内してください。

※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りではありません。

(3) 地域との連携等について（地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護）

【事例】

運営推進会議（オンライン開催を含む）を開催していない。

ア おおむね 6月に1回以上開催する必要があります。

※ 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」の変更に伴い、令和5年5月8日以降は運営推進会議の書面開催は原則として認められておりません。

【事例】

運営推進会議の出席者が適切でない。

ア 構成員は利用者，利用者の家族，地域住民の代表者等（町内会役員，民生委員，老人クラブの代表者等），市町村の職員又は地域包括支援センターの職員，当該サービスについて知見を有する者等とされています。構成員が出席できる日程で運営推進会議を行うよう努めてください。

- ✓ 利用者
- ✓ 利用者の家族
- ✓ 地域住民の代表者
- ✓ 市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員
- ✓ 地域密着型通所介護について知見を有する者等

(4) 記録の整備について

【事例】

個々の利用者の事業所への到着時間及び出発時間が明確に記録されておらず，請求した報酬区分との整合性が確認できない。

ア 請求した報酬区分と利用者のサービスを受けた時間の整合性が確認できるよう，個々の利用者についてサービスを受けた時間を記録に残してください。

3 介護報酬

(1) 事業所規模による区分の取扱い（通所介護）

要確認！！

【事例】

事業所の規模を計算するにあたり、適切な計算方法となっていない。

ア 前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均利用人員数を用いて計算してください。

※ 前年度の実績が6月に満たない事業者又は前年度から定員を概ね25%以上変更した事業者においては、計算方法が異なるため、ご注意ください。

(2) 所要時間による区分の取扱いについて

!!過誤調整案件!!

【事例】

実際のサービス提供時間における区分よりも多い区分の単位数を算定している。

ア 計画に位置付けられた実際のサービス提供時間の区分で単位数を算定してください。

(3) 中重度者ケア体制加算について

【事例】

サービス提供時間帯を通じて看護職員を配置していない。

ア サービス提供時間帯を通じて看護職員を配置する必要があります。

【事例】

ケアを計画的に実施するプログラムは作成されていたが、プログラムが画一的であり利用者の在宅生活の継続に資するケアを実施しているとは言えない。

ア 当該加算を算定している事業所にあつては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを作成してください。

(4) 個別機能訓練加算について

【事例】

機能訓練指導員が配置されていない日時についても加算を算定している。

!!過誤調整案件!!

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置する必要があります。

イ 1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、そ

の曜日において理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となります。ただし、この場合、当該加算を算定できる人員体制を確保している曜日があらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がありますので、ご注意ください。

【事例】

機能訓練指導員等が多職種で共同して、個別機能訓練計画を作成していない。

ア 機能訓練指導員等（機能訓練指導員，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者）が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成する必要があるため、多職種が出席した会議で検討した内容の記録や計画書に共同作成者の確認印をもらう等、多職種が共同して作成していることが分かるようにしてください。

【事例】

個別機能訓練において、実際に行った訓練内容に係る記録が残されていない。

ア 利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練等の見直し等を行う必要があるため、計画の変更を適切に行えるよう、実施した訓練内容に係る記録を残してください。

【事例】

3月ごとに居宅訪問をしていたが、送迎時に介護職員が生活状況を聞き取りしているのみだった。

ア 居宅訪問においては、生活状況の確認に加え、個別機能訓練の実施状況や効果等を説明し、記録する必要があります。

(5) 口腔機能向上加算について

!!過誤調整案件!!

【事例】

多職種が共同して口腔機能改善管理指導計画を作成していることが確認できない。

ア 利用開始時に、言語聴覚士，歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生，摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士，歯科衛生士，看護職員，介護職員，生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成してください。

【事例】

作成した口腔機能改善管理計画について，利用者又はその家族に説明し，同意を得ていることが確認できない。

ア 作成した口腔機能改善管理指導計画については，口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し，その同意を得る必要があります。

(6) 認知症加算について**【事例】**

「日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」の割合を管理してない。

ア 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち，日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合を計算し，その結果に基づき当該加算を算定してください。